

環境と調和した持続的な農業生産を 拡大する取組を支援します

～新潟県みどり計画実践加速化支援事業のご紹介～



支援の内容

- 化学肥料から有機質資材等へ転換するなど、販売農家が特別栽培農産物等の生産拡大に要する掛かり増し経費について、拡大面積に応じて10aあたり7,500円（※1）の助成単価で支援します。

※1 全県の申請総額が県の予算額を上回る場合、助成単価を調整します。

支援の対象となる取り組み

- 令和7年産の特別栽培農産物等の作付面積を、6年産より1a以上拡大すること
- 令和8年産の特別栽培農産物等の作付面積を、7年産より1a以上拡大すること（※2）

※2 R7年産がR6年産作付面積と比べ減少した場合は、R8年産がR6年産作付面積を上回る分を支援します。

特別栽培農産物等は、以下のいずれかに該当するものが対象です

- 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培農産物（※3）
- 新潟県特別栽培農産物認証制度や市町村・JA等から第3者認証を受けた特別栽培農産物（※3）
- 有機農産物（JAS法に基づく登録認証機関の認証を受けたもの）

※3 特別栽培農産物は、新潟県が定める地域慣行栽培基準が設定されている作物に限ります。
<新潟県が定める地域慣行栽培基準及び特別栽培農産物使用基準>

<http://www.niigata-ninshou.jp/nousan/nousanlist.html>

実績報告

販売農家ごとに、**生産・販売実績（別紙様式2号）**を作成し、**その他必要書類**を添えて、お住まいの市町村農林課等へ、指定する期日までに提出してください。

その他必要書類（実績報告時）

- 令和7年産の特別栽培農産物の認証通知等、認証を受けたことを証明する書類の写し（認証等を受けていない場合：作付面積がわかる栽培管理記録）
- 有機農産物：令和7年産のJAS法に基づく登録認証機関による証明書の写し

達成状況報告

農業者別達成状況報告書（別記様式第4号）を作成し、**その他必要書類**を添えて、お住まいの市町村農林課等へ、指定する期日までに提出してください。

その他必要書類（達成状況報告時）

- 作付拡大後（令和7年産、令和8年産）の特別栽培農産物の認証通知等、認証を受けたことを証明する書類の写し（認証等を受けていない場合：作付面積がわかる栽培管理記録）
- 有機農産物：作付拡大後（令和7年産、令和8年産）のJAS法に基づく登録認証機関による証明書の写し

栽培実績が計画した拡大面積に達しない場合は、未達成面積相当の助成金を返還していただきます。

スケジュール

令和7年
9月/10月

●要望調査開始

令和7年12月頃

●計画申請期限（市町村が定める期日まで）

令和8年3月頃

●実績報告期限（市町村が定める期日まで）
●助成金支払

令和8年12月頃

●達成状況報告期限（市町村が定める期日まで）

事業やスケジュールの詳細は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください



～問い合わせ先～

十日町市農林課作物振興係

電話：025-761-7144

メール：t-norin@city.tokamachi.lg.jp